

令和5年5月8日

保護者 様

横瀬町立横瀬中学校長

新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴う「出席停止」の対応について

新緑の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本校の教育活動にご理解、ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、本日より新型コロナウイルス感染症が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の5類感染症に移行されます。それに伴い、本校における「出席停止」の対応を下記のとおり変更しますのでお知らせします。

記

1 「出席停止」となる者及び期間

- ・新型コロナウイルス感染症への感染が確認された者
- ・発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

2 「病欠欠席」となる者

- ・「かぜ症状」による欠席者（未受診もしくは医師から「新型コロナウイルス感染症ではない」と診断された場合）

3 その他

- ・同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した生徒であっても、直ちに出席停止の対象とはなりません。
- ・発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理して登校せず自宅で休養してください。
- ・出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。
- ・その他、感染が不安な場合やご不明な点がございましたら、学校までご相談ください。

〈問い合わせ先〉

横瀬中学校 担当 教頭

電話 0494-22-0684